

実験動物の技術と応用 入門編 増刷（第十刷）にあたっての修正点

修正箇所	修正前（第九刷まで）	修正後（第十刷）
p. 66 「(7) EO ガス滅菌機」の項、上から 1 行目	「～として、「特定化学物質等障害予防規則」特別管理物質として規制～」	「～として、「特定化学物質障害予防規則」特別管理物質として規制～」
p. 131 右欄、「ケージのサイズ」の項	米国 ILAR の基準では、ビーグルのような体重 15kg 以下のイヌの場合、1 匹あたりの床面積は <u>0.74m<sup>2</sup></u> 以上で、 <u>高さは 82cm 以上</u> とするとしている。すなわち、 <u>82(間口) × 90(奥行) × 82(高さ)cm</u> 以上の大きさのケージが求められる時代になってきたといえよう。	米国 ILAR の基準（第 8 版）では、ビーグルのような体重 15kg を下回るイヌの場合、1 匹あたりの床面積は <u>0.74m<sup>2</sup></u> 以上で、 <u>高さはイヌが肢を床に置いて楽に直立できるよう、十分な高さがなければならぬ</u> とされている。
p. 139 「3 飼育管理、1. ケージおよび床敷」の項、5～7 行目	ILAR の記載基準では、1 頭当たり、床面積は体重 4kg 以下が <u>0.27m<sup>2</sup></u> 、4kg を超えるものは <u>0.36m<sup>2</sup></u> 以上で、高さはそれぞれ <u>61cm</u> とするとされている。	米国 ILAR の基準（第 8 版）では、1 頭あたり、床面積は体重 4kg 以下が <u>0.28m<sup>2</sup></u> 、4kg を超えるものは <u>0.37m<sup>2</sup></u> 以上で、高さはそれぞれ <u>60.8cm</u> と推奨している。
p. 155 「2. 実験用サル類、(1) アカゲザル」の項、上から 1 行目	「 <u>体系</u> はニホンザルよりやや小さく～」	「 <u>体型</u> はニホンザルよりやや小さく～」
p. 168 右欄、「人工受精」の項目名	人工 <u>受精</u>	人工 <u>授精</u>
p. 173 「(2) アフリカツメガエル」の項、下から 2 行目	「 <u>胸線</u> を除去する～」	「 <u>胸腺</u> を除去する～」
p. 175 「(1) ショウジョウバエ」の項、上から 5 行目	「～、さらに大型の唾液 <u>線</u> 染色体を持っている～」	「～、さらに大型の唾液 <u>腺</u> 染色体を持っている～」
目次 v VI 飼育と衛生 1 の項目名	「衛生的飼育管」	「衛生的飼育管理」

加えて、p. 123、5-1 を下記の通り修正します。  
(修正前)

表 5-1 ケージサイズの基準					
96USA			EC(EU)		
体重 (kg)	面積 (cm <sup>2</sup> )	高さ (cm)	体重 (kg) 単飼)	面積 (cm <sup>2</sup> )	高さ (cm)
<2.0	1350	35.6	1	1400	30
2.0-4.0	2700	35.6	2	2000	30
			3	2500	35
			4	3000	40
4.0-5.4	3600	35.6	5	3600	40
>5.4	4500	35.6			

(修正後)

5-1 ケージサイズの基準		
ILAR (USA) の基準 (第8版)		
体重 (kg)	面積 (m <sup>2</sup> )	高さ (cm)
<2	0.14	40.5
2<4	0.28	40.5
4<5.4	0.37	40.5
>5.4	≥0.46	40.5
EC (EU) の基準 (2010)		
体重 (kg)	面積 (cm <sup>2</sup> )	高さ (cm)
<3	3500	45
3~5	4200	45
>5	5400	60

実験動物の技術と応用 入門編 (第十刷) の正誤表  
下記の通り訂正いたします。

訂正箇所	誤	正
p. 53 「4. 体重測定」の項、 上から 1 行目	「～最も <u>繁</u> 用される。～」	「～最も <u>汎</u> 用される。～」
p. 78 上から 5 行目の「縫合 針」の項	外科用角針 (弱 <u>湾</u> 型、強 <u>湾</u> 型)	外科用角針 (弱 <u>弯</u> 型、強 <u>弯</u> 型)
p. 130 「2 解剖・生理」の 項、3 行目	「～、イヌは食肉 <u>類</u> の特徴を有 しており、～」	「～、イヌは食肉 <u>目</u> の特徴を有 しており、～」
p. 131 「1. 器具器材および飼 育室」の項、最終行欠 落	「～。給水については、イヌ用 の給水ノズルを取り付けた <u>__</u> 」	「～。給水については、イヌ用 の給水ノズルを取り付けた <u>自動 給水装置</u> が使用される場合もあ る。」
p. 163 「5) 内臓系」の項、下 から 5 行目	「脾臓は十二指腸 <u>系</u> 蹄に挟まれ たかたちで～」	「脾臓は十二指腸 <u>係</u> 蹄に挟まれ たかたちで～」